

受験資格の特例について

（法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目）

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目

I	①公認心理師の職責
	②心理学概論
	③臨床心理学概論
	④心理学研究法
	⑤心理学統計法
	⑥心理学実験
II	⑦知覚・認知心理学
	⑧学習・言語心理学
	⑨感情・人格心理学
	⑩神経・生理心理学
	⑪社会・集団・家族心理学
	⑫発達心理学
III	⑬障害者・障害児心理学
	⑭心理的アセスメント
	⑮心理学的支援法
IV	⑯健康・医療心理学
	⑰福祉心理学
	⑱教育・学校心理学
	⑲司法・犯罪心理学
V	⑳産業・組織心理学
	㉑人体の構造と機能及び疾病
	㉒精神疾患とその治療
III	㉓関係行政論
	㉔心理演習
	㉕心理実習（80時間以上）

法施行日前に大学に入学した場合

①と③を除いた23科目をその類似性から I ～ V の5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び③は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

- I (②～⑥): 心理学基礎科目
→ 3科目以上相当を修める
- II (⑦～⑬): 心理学の基本的理論に関する科目
→ 4科目以上相当を修める
- III (⑭、⑮、⑳及び㉑): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし㉑については時間を問わない)
- IV (⑯～㉒): 主な職域における心理学に関する科目
→ 2科目以上相当を修める(ただし、⑯を心理学関連科目(V)として修める場合、主な職域における心理学に関する科目(IV)として⑰～㉒から2科目以上相当を修める)
- V (㉑、㉒): 心理学関連科目
→ ㉑又は㉒に相当する科目を修める
(⑯に相当する科目を修めた場合も可)